

## 維持管理に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第5項による維持管理に関する計画、  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則 第4条の5による一般廃棄物処理施設の  
維持管理の技術上の基準により、当組合一般廃棄物処理施設（桂苑）の維持管理は以下  
のように計画します。

- 1 施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように焼却処理します。
- 2 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入するときには、常時ごみを均一に混合します。
- 3 燃焼室へのごみ投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられています。
- 4 燃焼中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保ちごみを焼却します。
- 5 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却します。
- 6 運転を再開する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
- 7 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
- 8 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却します。
- 10 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 11 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去します。
- 12 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100ppm（酸素12%換算）以下となるようにごみを焼却します。
- 13 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
- 14 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を<第三者機関による測定結果>にて5ng-TEQ/m<sup>3</sup>n以下となるようにごみを焼却します。
- 15 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、窒素酸化物・塩化水素を2月に一回以上、ばいじん・硫黄酸化物を6月に一回以上測定し、かつ、記録します。
- 16 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにします。
- 17 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。

## 維持管理計画値

清掃工場名	ごみ焼却量	燃焼室ガス 温度	集じん器 入口ガス 温度	排ガス中の 一酸化炭素 温度（煙突） （O <sub>2</sub> 12% 換算）	ばい煙濃度（O <sub>2</sub> 12%換算）			
					ばいじん	窒素酸化物	硫黄酸化物	塩化水素
	t / 炉・h （平均）	℃ 以上	℃ 以上	ppm 以下	g / m <sup>3</sup> n 以下	ppm 以下	ppm 以下	ppm 以下
桂苑	2.31	800	200	100	0.03	250	100	200

注1：建設時に自ら設定した計画条件です。